

令和2年3月27日

総務大臣 高市 早苗 様

公益社団法人 全国公立文化施設協会
会長 日枝 久



新型コロナウイルス感染症対策において生じた公立文化施設を運営する指定管理者等の減収補填等に関する自治体への通達の発出について（要請）

このことについて、当協会として、下記のとおり要請を行いますので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 要請内容

別紙要請書のとおり

2 問い合わせ先

公益社団法人 全国公立文化施設協会 松本 岸

住所：東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階

電話：03-5565-3030（FAX：03-5565-3050）

メール：bunka@zenkoubun.jp

要 請 書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済活動への影響が懸念される中で、当協会としても、国及び各自治体と一致協力して、感染防止と収束後の活動再開に全力を挙げ取り組んでまいり所存です。

今回の要請は、依然として先行きが見えない中で、全国の公立文化施設が現下の困難な状況を打開し、本来の役割と活動を今後も安定的に継続していくために、以下のとおり、公立文化施設の現状をお伝えするとともに、主に指定管理者により運営されている施設への支援策等について、国から自治体に対する適切な助言や指示等を行っていただくよう求めるものです。

○団体概要

公益社団法人 全国公立文化施設協会は、全国の自治体が設置した地域の劇場や音楽堂等の公立文化施設約 2,200 館のうち、約 1,300 館を会員とする公益法人です。会員施設のうち、指定管理者による管理運営が約 7 割、自治体直営が約 3 割となっています

○緊急調査報告

この度の新型コロナウイルス感染症対策による影響が全国の施設に及んでいることから、当協会では緊急調査を実施し、800 館近い施設から回答を得ました。

国からの要請や設置自治体との協議により、以下の影響が出ています。（詳細別紙参照）

- ・主催事業（自主事業）の 9 割が中止や縮小・延期
- ・貸館の 9 割がキャンセル、うち約 8 割が会場利用料を利用者に返還
- ・3 月 15 日時点で、減収分に設置自治体からの補填（決定）は 1 割のみ

自主事業中止により、販売済みのチケットが払戻しとなり減収となります。これらの中には市区町村の中小規模施設による地域密着型の事業も多く、約半数が未収額 50 万円未満となっていますが、都道府県の創造発信型施設によるオペラ公演では、6 千万円を超える未収額が発生している事例もあります。

また、貸館のキャンセルは、通常は会場利用料金を利用者には返金しませんが、今回は自治体からの要請もあり、約 8 割が返金されています。施設の運営は、主に自治体からの指定管理料と会場を貸し出す利用料金により賄われていますので、返金分は減収となります。

今回の事業中止による未収金と貸館キャンセルに伴う減収について、既に設置自治体からの補填等が決まった施設は、わずかに約 1 割のみとなっています。指定管理者のうち、自治体が設置した公益財団等は基本財産もあり直ちに経営が行き詰ることはありませんが、なかには経済基盤が脆弱な民間の中小事業者や NPO 等もあり、新型コロナウイルス感染症対策による休止等の期間が長引けば、経営悪化による職員の解雇等も懸念されます。また、年度途中での管理運営の辞退等、指定管理者制度の存続に関わる事態も想定されます。

○今後の対応策に関する要請

緊急調査における設問「求められる支援策」に対する回答で、圧倒的多数を占めたのは「設置自治体から指定管理者への損失補填」でした。また、自由記述による「国、自治体に求めたいこと」という設問でも、不可抗力の時の補填の必要性や、自治体任せにせず国からの統一的な指示等を求める記述が多数見られました。

また、既に設置自治体から補填等が決まった施設が約1割のみとなっている一因としては、指定管理の要項等に「自治体及び指定管理者のいずれの責にも帰すことのできない不可抗力により発生した損害や損失」等のリスク分担について記載がない場合や、あっても「双方で協議する」など明確になっていないことや自治体の財政状況も厳しいことから、「協議」がなかなか進まないことが影響していると思われま

こうした現状を踏まえ、指定管理者制度の本来の趣旨に基づき、自治体と指定管理者間の協議が円滑に進み、地域の公立文化施設と文化活動が安定的な運営のもとでより一層活性化できるよう、指定管理者制度の運用を所管する貴省に対し、下記のとおり、必要な措置を講じていただくとともに、自治体に対し「特別交付金」等の財政支援についても併せて検討していただくよう要請します。

記

1 減収補填

事業中止や貸館のキャンセルに伴う減収分に対しては、設置自治体から施設運営者（指定管理者等）への補填を強く求めます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る一連の要請等は国の責任で強力に行われているものであることに鑑み、それぞれの自治体任せではなく、貴省から自治体に対し指定管理者制度の適切な運用により損害の補填を促す通達等を発出していただくよう要請します。

2 再開支援

各自治体においては、感染の収束が見られた段階で、安全性を確保した上での施設の活動再開等に備え、指定管理料の通年の管理運営経費に加えて、必要となる消耗品や機器の購入等に係る緊急対策経費の計上についても十分配慮するよう、自治体に対して何らかの措置を検討していただくよう要請します。

消耗品や機器の例：消毒薬や職員用マスク、来場者の体温測定用のサーモカメラや各練習室や会議室等に設置する空間除菌脱臭機等。

3 自治体への財政支援

感染症対策として、自治体が指定管理者の損失補填や緊急対策費の計上などの措置を円滑に進めることができるよう、「特別交付金」等による国の財政支援についても併せて検討していただくよう要請いたします。

4 持続可能な継続的運営の確保

これまでの指定管理者制度の元では、多くの自治体で指定管理者が自主努力により生み出した余剰利益について、単年度内で全額や一定額を自治体に戻入する運用が多く見受けられます。多くの公益法人等では基本財産以外には余剰金を確保できず、今回のような不測の事態に備えることが困難なことから、複数年度での戻入など一定のストックを確保できる柔軟な制度運用の方策についても、中長期的な視点で検討していただくよう要請いたします。

令和2年3月27日

公益社団法人全国公立文化施設協会